

年 月 日

●川崎市では、地球温暖化対策を推進するため、市内の中小規模事業者に対し、専門的な知識や資金面での支援を行うことで、温室効果ガス排出量の削減に繋がるよう、省エネ機器等への補助や工場・事業所の省エネルギー診断などの支援を行っています。

●エコ化支援補助金を申請される方で空気調和設備、燃焼設備の更新又は、業務用燃料電池の導入を行う場合は、省エネ診断の受診が必要となります。省エネ診断では、設備改善に必要な費用と費用回収期間の試算等を行なうなど、貴社に適した省エネ対策や効果的な取組を提案させていただきますので、是非、活用ください。

なお、再エネ設備(太陽光発電設備等)の導入の際は、省エネ診断の受診は任意 となります。

また、金融機関から融資を受けたい場合は、融資制度等を紹介します。

●つきましては、申込みの際、次の項目に記入いただき、ホームページ、または持参・FAXによりお申し込みください。

※エコ化支援補助金の申請にあたり、補助金の額が100万円を超える案件については、2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が必要となります。

【申込事業者】

事業者名			
事業を実施する事業所の所在地	区		
担当者	所属	役職	氏名
	TEL	FAX	
	電子メール		

1 貴社は次のどの事業者にあたりますか。

中小企業者 学校法人 医療法人 社会福祉法人

2 活用を希望する制度は何ですか。(複数可)

エコ化支援補助金 ⇒ 設問3以降についても記入してください。

省エネルギー診断

<以下の設問は、エコ化支援補助金の活用を検討している場合のみ記入してください。>

3 導入する設備は何ですか。

太陽光発電設備 空気調和設備 燃焼設備 業務用燃料電池

その他 ()

※空気調和設備、燃焼設備の更新や業務用燃料電池の導入を行う場合、補助金の交付申請を行う前々年度から補助金の申請を行う年度末までに、設備を導入する事業所において、省エネルギー診断を受診していることが必須となります。

4 設備を導入する事業所において、省エネルギー診断を受診したことがありますか。

ある 令和 年度

ない ⇒ 省エネルギー診断の受診を希望する

5 工事の着工予定日はいつですか。(未定であれば、未定と記入ください。)

(月 日)

6 補助対象経費の見積もり金額をお答えください。(未定であれば、未定と記入ください。)

(円)

7 工事見積は徴収していますか。

徴収している ⇒ 川崎市内事業者(社) 市外事業者(社)

徴収していない

8 設備を導入するスペースに居住スペースが含まれていないでしょうか。

居住スペース無し 居住スペースあり

○問合せ・申し込み先○ 〒210-0005 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市環境局脱炭素戦略推進室
電話 044-200-2169 FAX 044-200-3921
ホームページからもお申込みいただけます。

